

新型コロナウイルス感染症対策に関する意見書

新型コロナウイルスの感染が拡大する中、国は、新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、帰国者等への支援、水際対策の強化、影響を受ける産業等への緊急対応などに取り組んできているが、各地で感染経路を特定できない可能性がある症例も報告されるなど、事態の収束が見えてこない。

新たな感染が確認されるたび、国民の不安は増大する一方であり、地方公共団体においては、感染の拡大防止や高まる不安等への対応とともに、今後の感染者の増大に備えた体制の整備も求められている。

そうした対応を確実に実施していくためには、根拠のある対策を国と地方公共団体が一体となって、迅速かつ適切に対応することが極めて重要である。

よって、国におかれては、国民の安心・安全を確保するとともに、不安を解消するため、感染症拡大防止に向け、地方自治体と連携・協力し、次の項目について措置を講じられるよう強く要望する。

- 1 国内における感染拡大の防止に向けて、マスク等の必要な物資の円滑な供給体制の構築を支援し、感染者への人権への十分な配慮のもと健康管理を行うとともに、自宅療養、隔離、治療について、地域の実情に応じて、十分な対策を実施すること。
- 2 感染者の早期発見及び重症化防止のため、地方における検査・医療体制の強化に向けた支援を充実させるとともに、ワクチン及び簡易検査キットの早期開発を図ること。
- 3 公・私立学校、幼稚園・保育園、学童保育施設、社会福祉施設等への正確な情報伝達とともに、感染予防並びに臨時休校間の学力の保障への取り組みを速やかに進めること。
- 4 感染拡大や風評被害による観光関連産業やその他企業を含めた地域経済への影響を的確に把握し、機動的に必要な支援対策を講じること。
- 5 地方公共団体が実施する新型コロナウイルス感染症対策に要する費用などに対する十分な財政措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年3月18日

熊本県大津町議会

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、法務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、文部科学大臣、経済産業大臣、内閣府特命担当大臣（経済財政政策担当大臣）、国土交通大臣